

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則

北海道公安委員会規則第16号

平成13年9月21日

改正 平成15年3月25日公安委員会規則第3号、9月30日第7号、平成20年11月28日第8号、
平成25年3月26日第5号

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則をここに公布する。

北海道公安委員会が定める出資法人等の情報公開実施規則

(趣旨)

第1条 北海道情報公開条例(平成10年北海道条例第28号。以下「条例」という。)第27条に規定する北海道公安委員会(以下「公安委員会」という。)が定める出資法人等の情報公開に係る事務の処理については、別に定めるものを除き、この規則の定めるところによる。

(公開の対象)

第2条 条例第27条第1項の道が出資その他の財政上の援助等を行う法人等であって、実施機関が定めるもの(以下「出資法人等」という。)は、毎年4月1日において次の要件のいずれかに該当するものであって、公安委員会が指定するものとする。

基本財産(道が出えんする基金を含む。)に占める道の出えん金又は出資金の割合が4分の1以上であること。

前々年度において道の補助金、負担金、交付金及び委託料(競争性のない随意契約による委託契約に係るものに限る。)(以下「補助金等」という。)の総額が歳出規模(法人等の年間の総支出額をいう。ただし、特別会計等複数の会計を有する場合で、各会計相互の繰出し又は繰入れのある場合は、その控除を行う。)の2分の1以上であること。

2 条例第27条第1項の経営状況を説明する文書は、別表のとおりとする。

3 条例第27条第2項の出資法人等が保有する文書は、平成13年10月1日以後に出資法人等が作成し、又は取得した文書(図面及び写真並びに電磁的記録を含む。)であって、出資法人等が管理しているものとする。

(経営状況を説明する文書の公開)

第3条 出資法人等は、その主たる事務所に経営状況を説明する文書を備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

(出資法人等が保有する文書の公開)

第4条 出資法人等が保有する文書であって、公安委員会が管理していないものの閲覧、視聴又はその写しの交付等(以下「文書の公開」という。)の申出をしようとするものは、公安委員会に対して、別に定める事項を記載した申出書を提出するものとする。

2 公安委員会は、前項の申出書を受け付けたときは、速やかに出資法人等に対して文書の公開の申出(以下「公開の申出」という。)に係る文書を公安委員会に提出するよう求めるものとする。

3 出資法人等は、公安委員会から公開の申出に係る文書の提出の依頼があったときは、公開の申出に係る文書に、条例第10条第1項各号に掲げる情報に相当する情報のいずれかが記録されている場合を除き、当該文書に係る文書の公開に応じるものとする。ただし、第2条第1項第2号に該当する出資法人等にあつては、道の補助金等の支出に係る対象事業費以外の経費に係る文書を除いて、当該文書の公開に応じるものとする。

- 4 出資法人等は、公安委員会から公開の申出に係る文書の提出の依頼があったときは、おおむね14日以内に公開の申出に対する許否の決定をするものとする。ただし、やむを得ない理由により、当該決定をすることができないときは、その期間を延長することができる。
- 5 出資法人等は、前項の決定をしたときは、公安委員会を經由して速やかに第1項の申出書を提出したもの（以下「公開の申出者」という。）に書面により通知しなければならない。
- 6 文書の公開は、北海道警察本部総務部総務課警察情報センター若しくは北海道警察の各方面本部の警務課（以下「方面本部警務課」という。）又は出資法人等の主たる事務所において行うものとする。ただし、方面本部警務課で行う文書の公開は、文書の公開に係る文書が、当該方面本部の所在地を包括する方面の区域に主たる事務所が所在する出資法人等のものである場合に行うものとする。
- 7 公開の申出者は、文書の公開に要する費用（写しの送付に要する費用を含む。）を、出資法人等の請求に基づき負担するものとする。

（事務の処理等）

第5条 公安委員会が定める出資法人等の情報公開に関する事務の処理については、北海道警察本部長が行うものとする。

- 2 この規則に定めるもののほか、出資法人等の情報公開に関し必要な事項は、北海道警察本部長が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成13年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年12月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別表（第2条関係）

出資法人等の区分	文 書 名
1 一般社団法人及び一般財団法人（2に掲げる出資法人等を除く。）	定款 役員等名簿 社員名簿（一般社団法人に限る。） 貸借対照表 正味財産増減計算書 事業報告 から までに掲げる文書に係る附属明細書 公益目的支出計画実施報告書（作成している場合に限る。）

<p>2 公益社団法人及び 公益財団法人</p>	<p>定款 役員等名簿 社員名簿（公益社団法人に限る。） 事業計画書 収支予算書 財産目録 資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類 報酬等の支給の基準を記載した書類 キャッシュ・フロー計算書（作成している場合又は公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第5条第12号の規定により会計監査人を設置しなければならない場合に限る。） 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類 貸借対照表 正味財産増減計算書 事業報告 から までに掲げる文書に係る附属明細書</p>
<p>3 営利法人</p>	<p>定款 役員名簿 貸借対照表 損益計算書 株主資本等変動計算書 個別注記表 事業報告 から までに掲げる文書に係る附属明細書</p>
<p>4 1から3までに掲げる出資法人等以外 の出資法人等</p>	<p>1から3までに掲げる出資法人等に準ずる文書</p>